

政令第二百八十二号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「宇都宮市」の下に「、前橋市」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

群馬県前橋市について、人口が三十万以上となった市町村合併から旧市町村の合併の特例に関する法律第十條第二項の規定による指定猶予期間五年を経過したため、事業所税の課税団体として指定する必要があるからである。